

休 講

大学又は各授業科目の担当教員にやむを得ない事情が発生した場合、授業を休講することがある。

休講に関する事務は教育・学習支援ユニットで取り扱う。担当教員より連絡があり次第掲示する。休講の掲示がなく授業開始後 30 分間以上経過しても教員が入室しない場合は、教育・学習支援ユニットに連絡しその指示に従うこと。

自然災害などによる臨時休講は、次のとおりとする。

[臨時休講に関する対応等について]

本学では、重大な災害の恐れ、気象状況の悪化や、交通障害の発生等が生じた場合、または鉄道の計画運休が発表された場合、学生の安全等を考慮し、臨時休講の措置を講ずることがある。臨時休校については以下のとおり取り扱うこととする。

1. 臨時休講の検討及び決定

以下の場合、学長は臨時休講を検討し、必要に応じ決定する。

- ①災害の恐れ・気象状況：「神奈川県相模原市」、「神奈川県県央区域の市町村」、「神奈川県湘南区域の市と町」、「神奈川県横浜市・川崎市」、「東京都多摩南部区域の市」（別表参照）のいずれかにおいて、重大な災害が起こる恐れが生じ特別警報が発令された場合。または気象状況により警報が発令された場合。
- ②交通障害：「JR 横浜線（東神奈川～八王子間）」、「小田急小田原線（新百合ヶ丘～小田原間）」、「小田急江ノ島線（相模大野～藤沢間）」のいずれかが不通になった場合。
- ③計画運休：「JR 横浜線（東神奈川～八王子間）」、「小田急小田原線（新百合ヶ丘～小田原間）」、「小田急江ノ島線（相模大野～藤沢間）」のいずれかの区間において鉄道会社から計画運休が発表された場合。
- ④上記のほか、学生の安全等を考慮し、学長が臨時休講を必要と判断した場合。

2. 臨時休講決定時の周知

臨時休講が決定された場合、休講に関する情報は、本学ウェブサイトにて周知する。周知の時間は、原則として、以下のとおりとする。

- 1 時限の休講： 6：00 2 時限の休講： 8：00 3 時限の休講： 10：00
4 時限の休講： 12：00 5 時限の休講： 14：00

3. その他

臨時休講に伴う補講については、別途掲示をもって指示する。

臨時休講となった場合、当該休講時間帯は事務の取扱いを行わない。

別表（特別警報または警報が発令された際に臨時休講が検討される区域及び市町村一覧）

	区域名	市町村名
神奈川県	相模原区域	相模原市
	県央区域	厚木市、伊勢原市、秦野市、愛川町、清川村
	湘南区域	綾瀬市、海老名市、座間市、大和市、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、寒川町、二宮町、大磯町
	横浜・川崎区域	横浜市、川崎市
東京都	多摩南部区域	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市